

○令和7年千葉県内消費喚起対策事業業務委託に係る質問・回答

通し番号	質問日	質問	回答
1	3月31日	キャンペーンに【チーバくん】使用は可能か。	チーバくんの担当部署である報道広報課と協議した上で使用可能。
2	3月31日	仕様書でキャンペーン期間を10日間以上としているが、キャンペーン開始後、実施状況により、設定したキャンペーン期間ではポイント還元原資予算額を超過する恐れが発生した場合に、期間短縮を認めてもらうことは可能か。	キャンペーン期間中に消費者に対するポイント付与の還元原資の上限に達することが見込まれる場合は、「仕様書5(1)イ」のとおり、県と協議のうえ、予定よりも早くキャンペーンを終了できることとしている。
3	3月31日	仕様書の条件で試算したところ、ポイント還元原資の30億円を超える可能性は高いと判断している。不測の事態により予算額を超過した場合、県は負担を検討していただけるか。	「仕様書5(1)エ」のとおり、ポイント付与の還元原資を超えた額については、原則として、県は負担しないこととしている。
4	3月31日	コンビニ事業者の参加についてどのように考えているか。	コンビニ事業者を対象外店舗とはしていない。 ただし、「仕様書5(1)オ(ウ)g」のとおり、システム上、原資の管理が困難となる取引は対象外となるので、御留意いただきたい。
5	3月31日	AEON Payを導入しているイオンでは、テナントごとに対象店舗か、対象外店舗かを分けることができないと聞いている。 保険薬局など県の指定する対象外店舗がテナントに含まれるイオンについては、対象外店舗での取引もキャンペーン対象とみなしても良いか。当該イオン自体を対象外店舗と扱うべきか。	決済事業者であるイオンフィナンシャルサービス株式会社から、保険薬局など対象外店舗を区別できるよう調整中と聞いている。